

基準日設定につき通知公告

当社は、2025 年 12 月 7 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式 1 株を 200 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

2025 年 11 月 21 日

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

チャットプラス株式会社

代表取締役 大江 繭子